

転科に関する取扱

昭和48年	6月14日	制定
平成10年	6月25日	改正
平成10年	4月1日	施行
平成27年	3月10日	改正
平成27年	4月1日	施行
平成30年	9月27日	改正
平成30年10月	1日	施行
令和2年11月	12日	改正
令和2年10月	1日	施行

本学部内における転科については次により取り扱い，転科手続きが完了した者は4月1日をもって転科先学科の2年次生又は3年次生とする。

1 募集方法及び募集人員

- ① 志願者を公募し，選考により転科を許可する。
- ② 募集人員は各学科5名以内とする。

2 出願資格

- ① 2年次転科は，本学部にて1年次生として在学する者。
- ② 3年次転科は，本学部にて2年次生として在学する者。

3 受験資格

前項の資格に基づき志願書を提出した者の内，次の資格を有する者とする。ただし，転科先学科によっては，下記に加え受験する条件を別に定める。

- ① 2年次転科は，1年次学年末試験において，当該年度受講登録単位数の80%以上に合格（含，前期試験合格科目）した者。
- ② 3年次転科は，60単位以上を修得した者（修得見込者も含む）。ただし，休学していた者は，30単位以上を修得した者（修得見込者も含む）。

4 受験手続及び選考料

- ① 前項により受験資格を取得した者は，受験資格決定通知に基づき定められた期間内に転科試験の受験手続をとる。
- ② 転科試験選考料については，別に定める。

5 選考及び決定

- ① 選考時期 2月初旬以降3月初旬までの間で，学科毎に定める。
- ② 選考方法 (1) 書類審査（当該年度成績状況）
(2) 面接試験
(3) 学科毎に定める審査
- ③ 合格決定 3月中旬の教授会の審議を経て，学部長が転科試験合格者を決定する。

6 合格発表

- ① 発表時期 3月中旬とする。
- ② 発表方法 掲示により発表する。

7 転科手続

- ① 手続期間 合格発表後1週間以内とする。
- ② 手続書類
 - (1) 転科誓約書 1通
 - (2) 学籍簿 1通
 - (3) 写真 2枚
 - (4) 住民票記載事項証明書 1通

8 単位認定

転科した者が転科前の学科において修得した学科別授業科目は、原則としてⅠ・Ⅱ群選択科目として認定する。

附 則

この取扱は、令和2年10月1日から施行する。